

測量法の規定に基づく提出書類と綴じ込み順について

1. 財務に関する報告書(法人の場合)

- (1) 財務に関する報告書(表紙)
 - (2) 営業経歴書(直前事業年度分のみ記載)
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 完成測量原価報告書
 - (6) 株主資本等変動計算書
 - (7) 注記表
 - (8) 納税証明書(法人税の納税証明書その1)
 - (9) 使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数
(変更があった場合のみ提出)
- (注) 毎事業年度終了の日から3月以内に提出しなければならない。
(測量法第55条の8)

2. 更新登録(法人の場合)

- (1) 測量業者登録申請書
- (2) 測量業者登録申請書別紙
- (3) 定款(現行定款)
- (4) 営業経歴書
- (5) 直前2年の各事業年度における測量実施金額
- (6) 使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数
- (7) 誓約書(法第55条の6)
- (8) 誓約書(法第55条の13)

添付書類(綴じ込まないで正本用1部提出)

- (9) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - (10) 測量士名簿記載事項証明書
(ただし、測量士に変更がない場合は必要ない)
 - (11) 被保険者標準報酬決定通知書(写)
- (注) 有効期間の満了の日90日前から30日前までの間に提出しなければならない。(測量法施行規則第11条)

3. 提出先、問い合わせ先

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課 測量業係
TEL 052-953-8572